

## 豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム運営会議 設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム運営会議（以下「豊田 PF 会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本プラットフォームの意思決定や本プラットフォームにおける連携事項を円滑に推進するため、豊田 PF 会議を設置する。

### (権限)

第3条 豊田 PF 会議は、本プラットフォームの運営に係る以下の事項を決定する。

- (1) 本プラットフォームの参画組織に関する事
- (2) 本プラットフォームの中長期計画策定や見直しに関する事
- (3) 本プラットフォームの評価に関する事
- (4) 本プラットフォームの代表大学等に関する事

### (組織)

第4条 豊田 PF 会議は、本プラットフォームを形成する4大学等（愛知工業大学、中京大学、日本赤十字豊田看護大学、豊田工業高等専門学校）及び豊田市により組織する。新たに大学等、地方自治体及び産業界等の企業又は団体等が本プラットフォームに参画する場合は、豊田 PF 会議の承認を要する。

### (構成員)

第5条 豊田 PF 会議は、本プラットフォーム参画大学等における代表者又は代表者より委任を受けた者、大学等の事務取扱担当者、豊田市の担当者と構成する。新たに大学等及び地方自治体、産業界等の企業又は団体等が参画する場合は、それぞれ構成員に加える。

### (議長)

第6条 議長は代表大学等の代表者又は代表者より委任を受けた者とする。

### (議決)

第7条 豊田 PF 会議の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって決する。

### (開催)

第8条 豊田 PF 会議は年4回開催する。このほか、必要に応じて会議を開催することができる。

(評価)

第9条 毎年、1回目の豊田PF会議において、本プラットフォームの中長期計画における前年度の活動を評価する。

(評価結果の反映)

第10条 前条の評価結果を反映し、必要であれば中長期計画の見直しを行う。

(事務局)

第11条 豊田PF会議の事務局は代表校、副代表校及び豊田市が担当する。新たに産業界等の企業又は団体等が参画する場合は、1企業又は1団体等を事務局担当に加える。

(事務局の業務)

第12条 豊田PF会議の事務局は、本プラットフォームの運営に関する企画立案、連絡調整、進捗管理を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附則

この要綱の改正は平成30年9月6日から施行する。